

平成25年(ワ)第46号 福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 武田 悦子 ほか821名

被告 国・東京電力株式会社

### 準備書面(61)

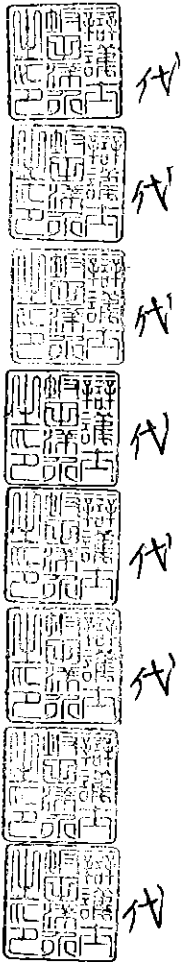
#### 人間関係の分断や軋轢について

2018(平成30)年7月4日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

	小	野	寺	利	孝
同	広	田	次	男	
同	鈴	木	堯	博	
同	米	倉		勉	
同	笹	山	尚	人	
同	渡	辺	淑	彦	
同	坂	田	洋	介	
同	吉	田	悌	一郎	



## 第1 はじめに

本準備書面では、本件事故によって原告らが被っている被害の1つとして、人間関係の分断・軋轢の問題を論じる。具体的には、本件原発事故により地域の深刻な放射能汚染がもたらされたが、放射線の被害は目に見えにくく、そうした放射能汚染に対する認識や捉え方の違いなどから、家族間や友人知人といった比較的近い人間関係に軋轢や分断が生じている。これは、原告らいわき市民のように、避難指示は出されていないものの、本件事故による放射性物質に汚染された地域に止まって生活せざるを得ない人々（いわゆる放射能汚染地域の滞在者とか区域外滞在者と言われる）にいわば共通する被害であると評価することができる。

さらに、いわき市は、①地震・津波による被害に加え、②原発事故による放射能汚染の被害、さらに③強制避難区域からの避難者（区域内避難者）の受け入れという3つの困難を抱えており、それぞれに対応していかなければならないという地域的特徴を持っている（甲A389「原発事故に対するいわき市民の意識構造（1）」・いわき明星大学人文学部研究紀要第28号65頁）。ここから、上記③の強制避難区域からの避難者（区域内避難者）と原告らいわき市民（主に本件事故前からいわき市民だった人々・区域外滞在者）との間でも軋轢や分断が生じており、これも本件事故による無視できない被害の1つである。

なお、これらの被害は、先に主張した原告ら準備書面（56）の中の主に第2期及び第3期以降の被害として位置付けられる。

## 第2 いわき市民同士（区域外滞在者同士）の人間関係の分断と軋轢

### 1 問題の所在

#### （1）地域の放射能汚染の不安

原告らは、本件事故による地域の放射能汚染により、これまでの地元の山や海などから自然の恵みを享受することができなくなった。原告ら

は、後で見るとおり、本件原発事故後、放射能汚染を避けるために、食品についても地元で採れた食品を避けるようになっていたり、水についても、水道水や井戸水ではなく、市販の水を購入したりすることが多くなった。また、子ども達も、本件原発事故前と比べて、外で遊ぶことも制限されるなど、日常的に被ばくを意識しながらの行動を強いられることになった。さらに、原告らの自宅周辺等の地域に今も深刻な土壌汚染があることについては、原告ら準備書面（54）において詳細に主張したとおりである。

このように、原告らを含むいわき市民は、放射線被ばくを受ける生活に苦痛と不安を感じ、それによる健康影響への恐怖・不安は続いていると言える（山下祐介・市村高志・佐藤彰彦『人間なき復興』（明石書店・2013年）125頁以下では、こうした放射能汚染地域では、地域にとどまりながらも日常生活が平常に行われていないという意味で、そこでも原発避難が行われているというべきであり、これを「生活内避難」という言葉で表現している）。

## （2）目に見えない放射能汚染に対する被害の認識や捉え方の違い等によって生じる人間関係の軋轢や分断

他方で、原告らが居住するいわき市は、政府による避難指示が出された区域ではなく、現在のいわき市は、一見すると何らの被害もない「普通の街」のようにも見える。客観的には、これまで見たように放射能汚染のある地域であり、また未だ収束していない福島第一原発から至近距離にある地域であるが、放射能の被害は目に見えず、また、被告国や自治体などが進める安全キャンペーンや帰還政策の影響もあり、いわき市に居住する市民の被害に対する認識は一様ではない。さらに、上記のように、放射線被ばくを常に意識しなければならない生活というものは、想像以上にそこに住む人々を肉体的・精神的に疲弊させる。日々の仕事・生活などに疲れ切り、逆にもう放射線のことなど考えながら生活した

くない、被害などなかったことにしたい、原発事故のことなど忘れて生活したいという心理が強く働いたとしても不思議ではない。

こうしたことから、いわき市民の中にも、上記で見たような放射線被ばくを意識し、不安やストレスを日々感じながら生活している人がいる一方で、放射線被ばくや原発事故のことなどもう忘れ去りたい、話題にも出したくないという人もいる。放射能汚染や放射線被ばくの現実から逃れたい、忘れたいがために、安全・安心と心に強く思い込もうとする、いわゆる正常化バイアスがかかることもある。そして、本当は放射線被ばくの不安を抱えていても、それを話題に出すことすら憚られるような雰囲気を作られてしまうことも少なくない（原告番号1132番・鈴木信行が、地域の放射能汚染や食品、水などからの内部被ばくについて不安を抱えながらも、地域で暮らしていくためにはそうした不安を隠して生活しなければならないと述べているのはその典型例といえよう。甲A147の27頁）。

こうした状況が原因で、同じ家族の間で放射線被ばくについての認識についての意見が対立し、家庭不和になってしまったり、それまで親しかった友人知人との関係が不仲になってしまったという原告もいる。このような対立は、特に地元産の農産物など食品の安全性の評価を巡って対立が先鋭化することが多く、子どもの学校給食の問題（地元産の食材を使うことの是非、給食を食べさせずに子どもに弁当を持参させることの是非、そもそもこうした問題提起を行うことすらできないような空気感など）や、家庭菜園で作った農作物を食べることの是非（もともとこの地域は、農産物を自家栽培して近所に配る、他府県に居住する家族に送るなどの風習があった。原発事故後、近所から農作物をもらうが、食べたくないといった悩みや、逆に作った農作物を家族から拒否されるなど）などで問題が具体化する。また、他府県に住んでいる家族（特に子どもや孫）が、本件事故後にはいわきに来なくなってしまい、家族が分

断してしまうという被害も深刻である。

## 2 アンケート方式陳述書から見る原告らの被害

すでに主張したとおり、原告らの被害実態に関して、アンケート方式の陳述書（甲 A 1 4 6）が作成された。そして、甲 A 第 1 4 8 号証は、このように作成された各原告らのアンケート方式陳述書のアンケートを集計した報告書である（以下、甲 A 第 1 4 8 号証を「アンケート報告書」という。）。また、甲 A 第 1 4 7 号証は、原告らのアンケート陳述書の自由記載欄における各原告らの記述のうち、代表的なものを選別し、それをまとめた報告書である（以下、甲 A 1 4 7 号証を「自由記載欄報告書」という。）。

以下では、これらのアンケート方式陳述書等から見える、原告らに生じている具体的な人間関係の軋轢や分断についての被害を見ることとする。

### (1) アンケート報告書（甲 A 1 4 8）

この点に関するアンケート報告書における結果を見ると、まず、家族間、親族間の関係についての質問で、福島農産物が喜ばれなくなり悲しいとの回答が 5 4 %、避難するかしないかについて、家族間で意見対立があり、不和になったとの回答が 1 7 . 8 % あった（1 9 頁）。

さらに、周囲との人間関係について質問では、被ばくによる健康影響について、周囲と話すことができないとの回答が 1 8 . 7 %、友人・知人との意見対立があり、不和になったとの回答が 1 1 . 7 %、子どもの学校関係者や自治体の担当者と放射線被ばくに関する意見が異なったとの回答が 1 0 . 2 % であった。

こうした人間関係の軋轢・分断に晒されている原告らが一定数いることが明らかとなっている。

### (2) 自由記載欄報告書（甲 A 1 4 7）

次に、この点に関する自由記載欄報告書から、一部の原告らの生の声を紹介する。

「原発や東電の対応（補償）の話になると、些細な違いからケンカになることが増えた。」（原告番号1280番・大島知彦・28頁）

「避難について、息子夫婦や相手の両親とも意見が合わず、現在もしこりとなっている。原発がある限り、その話題はタブーで付き合うのに気を使うようになった。」（原告番号1304番・武田伊津子・28頁）

「ことごとく主人と意見が分かれ、離婚寸前となった。主人より早く避難したので、舅と姑から薄情な嫁だと思われている。」（原告番号2362番・高松駿・28頁）

「孫がいたためどこかに避難する様すすめたがそのことで子どもの嫁の実家とトラブルが起きました。それまでは仲良くやっていたのに。」（原告番号2480番・木村一義・28頁）

「汚染されているのに、「普通の生活」をしなければいけないのが辛いです。直ちに健康には害はないかもしれないけど、どこの土を測っても全国平均の何十倍～何百倍以上汚染されてて、現実とのギャップに苦しみます。ここでは「見ないで暮らす」ことが必要なのだと思いました。放射線に対する感じかたが違うので生き苦しい。今は見えないベールがある。」（原告番号2069番・加藤典子・22頁）

「被ばくに対して、世間一般的に話をするのはタブー視されてきていて、学校も今は前と同じ生活に戻ったようなことを学習発表会で子ども達に言わせていたことに強い嫌悪感を感じた。子どもにそういう刷り込みをさせている政治にも不信感を強く感じる。」（原告番号1049番・塩恭子・28～29頁）

「以前は何も気にしないで互いに子どもを行き来させることができたが、事故以来、外で遊ばせることへの不安や、食事（食材）選択が違うかも知れないという心配が絶えず、子どもの遊び友達との交流が減った。」（原告番号2251番・遠藤真紀・29頁）

「隣人とは仲がよかったが、放射性物質のことを話すと避けられてしまい、長い会話はしなくなった。」（原告番号2362番・高松駿・29～30頁）

「小学校内の除染をしようとしたら、変わり者扱いされた。震災前の何十～何百倍も学校内が汚染されているのに、不思議でしょうがない。心配なママ達で数十回以上除染をした。小学校内だからできたけど、他は手がつけられないと思った。子供達の環境を全国並に安全にしたいと思ってもできない。」（原告番号2069番・加藤典子・29頁）

「あなたたち過剰に反応すると子供によくない！とかわれた事もあります。目に見えない分不安は何十倍、いや何百倍も大きいです。」（原告番号2136番・蛭田節子・39頁）

「家で採れた米や野菜を娘や息子に送っていたが、震災、原発事故以来、いらなと言われてきたこと、近くに家を建て、公務員の仕事をして子ども3人を育てていた次女夫婦が、一大決心をして山梨の方へ職を辞して転居してしまい、本当に落胆している。」（原告番号2488番・木田利彦・23頁）

「正月やお盆に子ども夫婦や孫が何日も泊まっていたのに、原発事故後さっぱり来なくなり、来ても2～3時間で帰ってしまう。福島産のものは食べないといわれた。」（原告番号2488番・木田利彦・25頁）

「県外の姪が、いわきに遊びに来てくれることがなくなり、寂しい。原発のことを思うと、親族ですら、家に来てと誘えなくなった。」（原告番号2251番・遠藤真紀・28頁）

「震災前は故郷に戻ろうと思っていた次男も他の地域に根を下ろし、福島に長く滞在する気もなくなった子供たちのことを考えると、そうなのかと思った。」（原告番号2205番・鈴木早苗・34頁）

### 3 いわき市民に対する意識調査結果（甲A389「原発事故に対するいわき市民の意識構造（1）」・いわき明星大学人文学部研究紀要第28号65頁以下）から

いわき明星大学の高木竜輔准教授らは、2014年1月、復興ならびに原発事故に関するいわき市民の意識を明らかにする目的で、いわき市民

(厳密には平地区と小名浜地区の住民) に対する質問調査を行った。具体的には、いわき市平地区、小名浜地区の住民それぞれ750名、合計1500名を選挙人名簿から系統抽出法にて抽出し、郵便法にて調査票を配布・回収した。その結果、681名より回答を得、有効回答率は45.6%であった。

この調査結果では、原発避難により世帯分離の有無が発生したかどうかに関しては、2割弱の人が一時的にでも世帯分離を経験していた。さらに5%の人が現在も世帯が分離していると回答していた。

さらに、原発事故の発生によって、いわき市のなかで暮らす上でさまざまな人間関係上の問題が表れており、できることなら引っ越したい、あるいは家族との認識のズレを感じていたり、近所や周囲とのズレを感じている人が2～3割程度いることが明らかとなった。

具体的には、家族との認識のズレを感じると回答した人は16.3%、近所や周囲の人と認識のズレを感じると回答した人は22.5%であった。また、放射能の健康影響への不安があると回答した人は46.7%であった。また、地元産の食材は使わないが28.4%、洗濯物の外干しはしないが16.8%、できることなら放射線量の低いところに引っ越したいが27.9%であった。

ここでは、調査対象となったいわき市民の約半数が健康影響への不安があると回答しているが、放射能の健康影響への不安が高い人ほど人間関係上の問題を抱えていることが明らかとなった。

ただし、ここでのポイントは、放射能の健康影響への不安を感じている人のすべてが人間関係上のトラブルを抱えているわけではないという点である。たしかに不安がない人と比べればトラブルを抱えている人の割合は高い。しかしそれでも、上記調査によればトラブルを抱えている人は少数に留まっている。

このことから、放射能への健康不安を感じているが、そのことについて



周囲との認識のズレを感じており、しかしいわき市で生活するなかで口に出すことができず、ストレスを抱え込んでいることが予測されるとされている。

#### 4 成元哲らの調査結果（甲 A301）に見る人間関係の分断・軋轢

さらに、成元哲中京大学教授らは、本件事故が福島県中通り9市町村の2008年度出生児及びその母親（または保護者）の生活と健康にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにするために、2015年1月に「福島原発事故後の親子の生活と健康に関する調査」を実施した。そして、この調査の自由記載欄であげられた声を分類・記録したものが同教授らの論文である「原発災害からの生活復興とはなにか」（甲 A301）にまとめられている。

この調査結果は、福島県中通り地域の住民を対象としたものではあるものの、対象者は原告と同様に区域外滞在者であることから、本件原告らの被害実態を考察する上で一定の参考になるものと思われる。

この調査結果では、地域の人間関係の中でも、夫婦・親族との認識のずれという問題について、両親や親族との間に放射能に対して考え方に相違があるため、意見の対立や関係悪化につながっている。特に、地元産の食物に対する考え方に相違が見られ、ストレスになることが多いと指摘されている（甲 A301の230頁）。

そして、それに関連する調査対象住民らの声として、「私はまだ自分の家で作った野菜、米などは食べたくないと考えているが、近所はおとしよりばかりで姑が自分で作った野菜や米を食べたがっているので、いつもケンカになる。・・・姑とはもともとあまりうまくいっていなかったが、原発事故から、ますます価値観の違いなどから口ゲンカが多くなった。家庭内の空気も悪く、その事で子供たちに影響がないか心配。」「以前からくると原発事故から、何年もたったんだから、とか、検査して大丈夫と

されているからと言う人がさらに増え、今では県産物を避けていることをいうと神経質だと思われてしまうため、それらに関する話しはできない状況です。県産物や関東の食材は子供に食べさせないと何度も言っているにもかかわらず、同居している義母はそれらの食材を子供に食べさせていたり、私達にもってくるため、考え方の違いからストレスで仕方ありません。」といったものが紹介されている。

さらに、人間関係の中の近所・知人という部分では、本件事故から時間が経過し、近所や知人との間で放射能に対する考え方に違いがあることを認識し始め、お互いに話題にしなくなっていると言われている（甲A301の232頁）。

そして、それに関連する調査対象住民の声として、「放射能の話をする人は、神経質な人というイメージが固定されてきていて誰も話さない。タブー？みたいになっている。」「周りの人達とは放射能について話すことはなく、実際みなさんがどう考えているか分からず、そして聞けません。」「家族の間でも原発の考え方、今の環境に対しての考え方に、温度差があり、話をしても一方通行です。まわりの方も、「もう気にしてない」などと言われると、もう話もできないので、私の中では、放射能は禁句となっています。」といったものが紹介されている。

## 5 小活（加害の構造を明らかにする視点を）

以上見てきたように、原告らいわき市民を含む区域外滞在外者の中では、家族や友人知人、近所や職場、学校など様々な場面で深刻な人間関係の軋轢や分断が生じてしまっている。

ここで大切な視点は、このような人間関係の軋轢や分断が何故生じたのか、言い換えれば被告東電や被告国の加害行為の構造との関係を明らかにする視点である。

言うまでもなく、上記で見てきたような深刻な人間関係の軋轢は、本件

事故前にはなかったものである。逆に言えば、こうした深刻な人間関係の軋轢は、すべて本件事故による地域の放射能汚染が原因で生じている問題なのである。したがって、当然であるがこのような人間関係の軋轢が生じていることについて、原告らいわき市民等の区域外滞在者に帰責できるものではない。本件事故を起こした被告東電及び被告国の加害責任に帰責されるべき問題である。

さらに、加害者である被告東電及び被告国は、原告ら区域外滞在者のこうした人間関係の軋轢・分断といった被害を助長し、原告らの苦痛を増大させている。具体的には、被告東電も被告国も、もともと科学的根拠に乏しく、専ら政治的要素が濃厚な避難指示区域の指定によって厳然と被害の線引きを行い、賠償金やその他の被害者支援策に関して差別的な施策を強行している。加害者である被告東電や被告国は、こうした避難指示区域外の地域についての被害をほとんど認めず、同地域に住む区域外滞在者の被害を切り捨てている。こうした加害者である被告らの行動が、区域外滞在者の間で、本件事故の被害（特に放射能汚染）についての認識のずれが生じ、軋轢が生まれるてしまう大きな原因となっているのである。

そして、被告国は自治体などと共同してこうした避難指示区域外の地域の安全安心キャンペーンを推し進め、避難者の帰還政策（住宅支援や賠償金の打ち切りのように帰還せざるを得なくなるような政策）を強引に推進した。また被告東電は、法的根拠のない中間指針に依拠し、原告らのような区域外滞在者に対してはほとんど賠償金の支払いを行っていない。

その結果、いわき市のような避難指示区域外の地域は、冒頭でも述べたように一見すると原発事故の被害など何もない「普通の街」のように見えてしまう（その反面、被害は隠され、上記のようにそれを口にする事すらできない「空気」が形成されてしまう。）。

このように、原告ら区域外滞在者の間の人間関係に軋轢や分断が生じている原因は、あくまで被告東電と被告国が引き起こした本件事故なのであ

り、しかも、被告らによる本件事故後の被害の矮小化、被害者切り捨ての政策によって、より一層こうした人間関係の軋轢や分断が助長されているということを忘れてはならない。

### 第3 いわき市民（区域外滞在者）と避難指示区域からの避難者（区域内避難者）との分断・軋轢について

#### 1 はじめに

いわき市は、福島第一原発から約30キロから80キロといった比較的近い距離に位置しているにもかかわらず、市内のほとんどは避難指示区域外の地域である。そのため、本件事故後のいわき市の大きな特徴として、避難指示区域からの避難者（区域内避難者）が多く避難してきており、こうした区域内避難者が市内に多く居住しているという点があげられる。

このことにより、いわき市内の急激な区域内避難者の流入による人口増や交通渋滞、医療施設の混雑、被告東電からの賠償金の格差やその他の被害者支援策の不公平感などから、市内に居住する区域内避難者に対して不満を持ついわき市民も少なくなく、そこにまた被害者同士の深刻な軋轢と分断が生じている。

#### 2 いわき市民に対する意識調査結果（甲A389「原発事故に対するいわき市民の意識構造（1）」・いわき明星大学人文学部研究紀要第28号65頁以下、甲A390「原発事故に対するいわき市民の意識構造（2）」・いわき明星大学人文学部研究紀要第28号81頁以下）から

上記のいわき明星大学の高木竜輔准教授らの調査によると、2012年に入って、市内の仮設住宅に対するいたずらが発生したり、公共施設に「避難者帰れ」という落書きがなされるようになる。その背景には、賠償の格差などがあり、同じ災害被災者にもかかわらず支援の格差が存在していることがあるとされる。

調査結果では、いわき市民の8割が原発事故の補償をめぐって不公平感を感じていると回答している。また、賠償への不公平感と関連する形で、震災後における経済的負担を感じる人も6割程度存在した。

具体的には、補償をめぐって不公平感を覚えるが74.2%と突出しており、出費が増えて経済的負担を感じるも57.1%であった。

賠償の不公平感については年代、暮らし向きの変化において有意な結果が得られた。若年層ほど、暮らし向きが苦しくなった人ほど不公平感を感じる割合が高くなっている。若年層は、子どもを抱えていることによる不安（子どもの遊び場など）が賠償への不満という形で顕在化している可能性がある。

いわき市民と原発避難者との軋轢の要因には、急激な人口増加による生活上の問題があることが指摘されている。例えば、避難者が市内中心部に集中したことにより住宅の確保が困難になったこと、交通渋滞や医療施設の混雑、ゴミ出しや駐車の方法などの違いによって生じるトラブルがあげられる。

また、いわき市民自身も「被災者」であるにも関わらず、周囲からは多数の避難者を受け入れている「支援者」として見られ理解されにくいこと、「避難指示区分」の線引きによる賠償金の差が生じたことなど、多様な差異が複雑に絡み合っていることが指摘されている。

避難者は「お金をもらえてうらやましい」との問いにそう思う、ややそう思うと回答した人の合計は64.7%。「いわき市の治安が悪くなった」との問いにそう思う、ややそう思うと回答した人の合計は71.8%。「交通渋滞がひどくなった」との問いにそう思う、ややそう思うと回答した人の合計は83.8%であった。これだけを見ると、いわき市民は原発避難者の流入を快く思っていないとも読み取れる。

しかし、「原発避難者は生活の見通しがつかず大変だ」との問いにそう思う、ややそう思うと回答した人の合計は72.2%、「いわき市民は原

発避難者を理解すべきだ」との問いにそう思う、ややそう思うと回答した人の合計は71.8%であった。ここから言えることは、いわき市民は原発避難者の流入によって生活上の不便を感じつつも、原発避難者の置かれている立場について理解していることが明らかになった。

これらのことから、原発避難者に対して否定的な意見が多いものの、他方で多くのいわき市民が原発避難者の置かれた立場を理解していることも明らかになった。

避難者は「お金をもらえてうらやましい」との問いに関しては、賠償の不公平感を持つ人がうらやましいと答える傾向が高く、また、暮らし向きの変化の悪化もお金をもらえてうらやましいと回答する傾向を強めている。

「いわき市の治安が悪くなった」に関しても、同じく賠償の不公平感を有する人において当てはまる割合が高くなった。

「交通渋滞がひどくなった」に関しても、同じく賠償の不公平感を有する人において当てはまる割合が高くなった。

他方で、「原発避難者は生活の見通しがつかず大変だ」に関しては、逆に賠償の不公平感がない層において割合が高くなった。

「いわき市民は原発避難者を理解すべき」に関しても、同じく賠償の不公平感を持たない層において該当する割合が高くなっており、逆に、暮らし向きの変化が悪化している層ほど割合が低くなっている。

以上の調査結果より、多くの人々が賠償の不公平感を感じており、そのことが原発避難者に対する厳しいまなざしとなっていることが明らかとなった。また、暮らし向きの変化が悪化している人ほど原発避難者に対して厳しい態度をとっていることが明らかとなった。

### 3 小活

こうしたいわき市民と市内に避難する区域内避難者との軋轢等につい

て、マスコミなどによって面白おかしく報道されることがあった。

しかしながら、ここでも、上記のいわき市民（区域外滞在者）同士の人間関係の軋轢や分断のところで論じたように、こうした軋轢や分断が生じる原因や背景、すなわち被告東電や被告国の加害行為の構造との関係を明らかにする視点が重要となる。

上記で見たように、いわき市民と市内に避難している区域内避難者との間の軋轢・分断は、本件事故の被害に対する損害賠償の格差があること、そして、その他の被害者支援の施策に格差があることが主な原因であると見ることができる。

もともと、区域内避難者が避難を余儀なくされたのも、原告らが住むいわき市が放射能によって汚染されたのも、いずれも被告東電及び被告国が本件事故を引き起こしたことにすべての原因がある。しかし、加害者である被告国及び被告東電は、いわゆる政府による避難指示の有無によって被害の線引きを行い、賠償金もその他の被害者支援の施策においても、避難指示区域の内外で差別的な施策を強引に押し進めている。これも、いわき市民（区域外滞在者）同士の人間関係の軋轢・分断の場合と同様に、加害者である被告国や被告東電において本件事故の被害を矮小化し、被害者の切り捨てを企図することが狙いである。

その結果、いわき市民も区域内避難者も、本来であれば同じ本件事故の被害者として、お互いに手を携え、加害者である被告東電や被告国に対してともにたたかうべき被害者同士が、加害者による巧妙な手段・線引きによって分断させられ、対立させられているのである。

しかし、多くの心あるいわき市民は、ただ単に市内の区域内避難者といがみ合っているわけではない。上記2の高木准教授らの調査でも見られたように、少なからぬいわき市民は、市内の区域内避難者の境遇にも理解を示そうとしている。また、本件原告らを対象とした自由記載欄報告書（甲A147）においても、次のような原告の記載がある。

「いわき市内の被災者と地元住民との間で、賠償の違いなどから対立が生じていることが悔しい。本来責めるべきは国や東電なのに、鬱憤が被災者に向けられることがとても悲しい。」（原告番号1280番・大島知彦・29頁）

「地元いわき市民と避難者とが金銭の不平等感などからいがみ合ったりしているのは悲しいことと思う。」（原告番号1304番・武田伊津子・29頁）

このように、原告らいわき市民は、上記で述べたような被告らの巧妙な被害者分断政策によって、本来共にたたかう同志であるはずの市内の区域内避難者との間に、不当にも軋轢や分断がもたらされてしまっていることに対して、多大な精神的苦痛を受けている。

そして、これも加害者である被告東電及び被告国が引き起こした本件事故によって生じた深刻な被害の1つであるという視点を、忘れてはならないのである。

以上